（医療介護総合確保推進法に係る経過措置）

第三条　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第十四条第一項の場合にあっては、同項に規定する当該特定市町村の同項の条例で定める日の翌日（以下「実施日」という。）が属する年度（以下この条において「実施年度」という。）及び実施年度の次年度における第二条の調整基準標準事業費額は、第三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一　第三条第一号イに規定する第一号事業支給費の支給及び同号ロに規定する委託費の支払に係る同号の額

二　前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間の請求に係る次に掲げる介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防等事業（医療介護総合確保推進法第五条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第百二十二条の二第一項に規定する介護予防等事業をいう。以下同じ。）に要した費用の額であって当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額（実施年度にあっては、当該審査決定しているものの額に対して、実施日が属する月（以下「実施月」という。）の翌月（実施日が実施月の初日の場合にあっては、実施月）から起算して実施年度の末月までの月数（第四号において「残存月数」という。）から一を控除して得た値を十二で除して得た値に実施日から起算して実施月の末日までの日数を三百六十五（当該年度が閏年の場合にあっては、三百六十六）で除して得た値（第四号において「残存日数割合」という。）を加えて得た値（実施日が実施月の初日の場合にあっては、当該十二で除して得た値）を乗じて得た額）

イ　第三条第一号ハに規定する委託費の支払

ロ　特定旧介護予防等事業のうち一般介護予防事業において実施される事業に相当する事業をいう。以下同じ。）に係る旧委託費（旧法第百十五条の四十七第一項、第四項又は第五項の規定により旧法第百十五条の四十五第六項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の実施を委託した場合において、当該事業に係る旧法第百十五条の四十七第七項に規定する受託者に対し、当該実施に必要な費用として支払われる費用をいう。以下同じ。）の支払（特定支払に限る。）

三　第三条第二号イに規定する第一号事業支給費の支払及び同号ハに規定する委託費の支払に係る同号の額

四　前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における次に掲げる介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防等事業に要した費用の額（実施年度にあっては、当該費用の額に対して、残存月数を十二で除して得た値に残存日数割合を加えて得た値（実施日が実施月の初日の場合にあっては、当該十二で除して得た値）を乗じて得た額）

イ　第三条第二号ニに規定する委託費の支払及び同号ホに規定する費用の支払

ロ　特定旧介護予防等事業に係る旧委託費の支払（第二号ロに掲げるものを除く。）

ハ　特定旧介護予防等事業に要した費用の支払（ロ及び第二号ロに掲げるものを除く。）

2　前項の場合のうち実施年度が平成二十七年度である場合の同年度における同項の適用については、同項第一号中「第三条第一号イ」とあるのは「附則第二条の規定により読み替えられた第三条第一号イ」と、同項第二号中「前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日まで」とあるのは「平成二十六年十二月十一日から平成二十七年十二月十日まで」と、「当該年度の十二月末日」とあるのは「同月末日」と、同号イ中「第三条第一号ハ」とあるのは「附則第二条の規定により読み替えられた第三条第一号ハ」と、同項第三号中「第三条第二号イ」とあるのは「附則第二条の規定により読み替えられた第三条第二号イ」と、同項第四号中「前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日まで」とあるのは「平成二十七年一月一日から平成二十七年十二月三十一日まで」と、同号イ中「第三条第二号ニ」とあるのは「附則第二条の規定により読み替えられた第三条第二号ニ」とする。

第四条　平成二十七年度から平成二十九年度までの第二条に規定する調整率については、第七条の規定にかかわらず、調整交付金算定省令附則第三条の規定により読み替えられた調整交付金算定省令第八条の規定により算定された調整交付金算定省令第二条の調整率とする。

○厚生労働省令第五十九号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十八条第三項及び第十九条第四項並びに厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百五十三条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令並びに労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）及び労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の見出し及び同条第一項中「労働紛争処理業務室」を「企画室」に改め、同条第二項中「労働紛争処理業務室」を「企画室」に、「次に掲げるもの」を「第七百六十七条に規定する都道府県労働局総務部企画室の所掌事務の運営に関する総合的監督に関する事務」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「労働紛争処理業務室」を「企画室」に改める。

第五十八条を次のように改める。

第五十八条　削除

第六十二条の見出し及び同条第一項中「及び外事室」を削り、同条第五項及び第六項を削る。

第六十三条第一項中「援護課」を「援護・業務課」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（事業推進室）

第六十三条の二　事業課に、事業推進室を置く。

2　事業推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　戦没者の遺骨の収集、墓参及びこれらに類する事業の実施に関すること（援護企画課の所掌に属するものを除く。）。

二　旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に関すること。

3　事業推進室に、室長を置く。

第六十六条第三項中「室長並びに」を「室長」に、「及び」を「二人以内」に、「それぞれ三人以内並びに」を「三人以内及び」に改める。

第七十三条の二第六項第一号中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改める。

第七百七条第二号中「（企画調整課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第八号の次に次の一号を加える。

八の二　看護師の特定行為研修に関すること。

第七百七条第二十七号を次のように改める。

二十七　削除

第七百七条第五十五号中「但し」を「ただし」に改め、同条第六十五号を次のように改める。

六十五　削除

第七百八条第一号中「及び」の下に「医薬品医療機器等法に規定する」を加え、「指定薬物については、医薬品医療機器等法第七十六条の九に規定する職権の行使による取締りの実施に限る。）」を削る。

第七百十条の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第七百十条の二の二第三号中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」に改め、「拠出金」の下に「（同法第六十九条第一項第一号に掲げる事業主に係るものに限る。第九号において同じ。）」を加え、同条第九号中「児童手当法」を「子ども・子育て支援法」に改める。